

標 本 抽 出 方 法

1 調査法人

調査法人の選定方法は以下のとおり。

会社のうち、「2 目標精度の設定」及び「3 抽出率」により選定した会社。

「2 目標精度の設定」及び「3 抽出率」により選定した会社以外の法人のうち、結果精度への影響が大きいと考えられる法人。

2 目標精度の設定

調査法人の選定は、層別抽出法による。

その際、法人が所有する土地面積の表章結果について、「事業所母集団データベース（総務省）」及び「土地保有・動態調査（国土交通省）」等を基に作成した母集団名簿の業種区分及び資本金額（資本金、出資金及び基金の額をいう。以下同じ）区分ごとに、精度の目標値を次のとおり設定している。

なお、業種の具体的な区分内容は「表-1」、資本金の具体的な区分内容は「表-2」のとおり。

- a 業種（18区分）×資本金（5区分）ごとの表章結果の標準誤差率を15%以下
- b 本社所在地の都道府県（47区分）×業種（18区分）ごとの表章結果の標準誤差率を20%以下
- c 業種（48区分）ごとの表章結果の標準誤差率を15%以下

3 抽出率

会社を層別抽出法により選定を行うに当たっては、「2 目標精度の設定」において設定する目標精度に基づき、土地所有の割合を勘案しつつ、各層の標本法人数を決定し、標本の抽出を行っている。

なお、次の法人については、全数調査としている。

- a 前回調査及び調査年直近の農林業センサスにおいて、所有土地面積が100万㎡以上であった法人
- b 調査票Bの調査対象となっている法人
- c 資本金の額が1億円以上の会社法人
- d その他、結果精度に与える影響が大きいと判断した法人（業種が農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業である法人）

会社以外の法人については、精度の目標値を「本社所在地の都道府県（47区分）×組織形態（6区分）ごとの表章結果の標準誤差率を5%以下」に設定して、各層の標本法人数を決定し標本の抽出を行っている。組織形態の具体的な区分内容は「表-3」のとおり。

なお、次の法人については、全数調査としている。

- a 前回調査、前回調査以降に実施した土地保有・動態調査及び調査年直近の農林業センサスにおいて、所有土地面積が基準以上であった法人（所有土地面積の基準は、組織形態ごとに前回調査結果を基に、所有土地面積の99パーセント点の値と100万㎡を比較し、小さい方を基準としている）
- b 調査票Bの調査対象となっている法人
- c 学校法人
- d その他、結果精度に与える影響が大きいと判断した法人（前回調査および前回調査以降の土地保有・動態調査、調査年直

近の事業所母集団データベースにおいて、土地を所有していた法人のうち医療法人、農業・林業・漁業協同組合、その他の会社以外の法人)

なお、母集団名簿において、業種または資本金の額が不明な法人についても、抽出から除外することによる結果精度への影響を鑑み、一定の割合で抽出している。

【 表- 1 目標精度の設定業種区分 】

業 種 (48 区分)		業 種 (18 区分)	
01	農業	A	農業、林業
02	林業		
03	漁業		
04	鉱業、採石業、砂利採取業	C	鉱業、採石業、砂利採取業
05	総合工事業	D	建設業
06	その他の建設業		
07	食料品製造業	E	製造業
08	繊維工業		
09	木材・木製品製造業（家具を除く）		
10	パルプ・紙・紙加工品製造業		
11	印刷・同関連業		
12	化学工業		
13	石油製品・石炭製品製造業		
14	窯業・土石製品製造業		
15	鉄鋼業		
16	非鉄金属製造業		
17	金属製品製造業		
18	はん用・生産用・業務用機械器具製造業		
19	電気機械器具製造業		
20	輸送用機械器具製造業		
21	その他の製造業		
22	電気業	F	電気・ガス・熱供給・水道業
23	ガス業、熱供給業、水道業		
24	通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業	G	情報通信業
25	放送業、映像・音声・文字情報制作業		
26	鉄道業		
27	道路旅客運送業、道路貨物運送業	H	運輸業、郵便業
28	その他の運輸業、郵便業		
29	卸売業		
30	小売業	I	卸売業、小売業
31	金融業		
32	保険業	J	金融業、保険業
33	不動産業		
34	物品賃貸業	K	不動産業、物品賃貸業
35	学術研究、専門・技術サービス業		
36	宿泊業	M	宿泊業、飲食サービス業
37	飲食サービス業		
38	生活関連サービス業	N	生活関連サービス業、娯楽業
39	娯楽業		
40	教育、学習支援業	O	教育、学習支援業
41	医療業、保健衛生	P	医療、福祉
42	社会保険・社会福祉・介護事業		
43	複合サービス事業	Q	複合サービス事業
44	廃棄物処理業		
45	自動車整備業、機械等修理業	R	サービス業（他に分類されないもの）
46	その他の事業サービス業		
47	宗教		
48	その他のサービス業		

【 表-2 目標精度の設定資本金額区分 】

資本金額（5区分）	
1	1,000万円未満
2	1,000万円以上3,000万円未満
3	3,000万円以上5,000万円未満
4	5,000万円以上1億円未満
5	1億円以上

【 表-3 目標精度の設定組織形態区分 】

組織形態（6区分）	
1	社会福祉法人
2	学校法人
3	医療法人
4	宗教法人
5	各種協同組合
6	その他の会社以外の法人